

議案第 84 号

調布市ふれあいの家条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 28 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

上ノ原ふれあいの家を設置するとともに布田駅南ふれあいの家の位置の表示及び利用料金の上限額を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市ふれあいの家条例の一部を改正する条例

調布市ふれあいの家条例（昭和57年調布市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表調布市布田駅南ふれあいの家の項中「10番地31」を「76番地3」に改め、同表に次のように加える。

調布市上ノ原ふれあいの家	調布市柴崎2丁目27番地25
--------------	----------------

別表全日午前9時～午後9時の欄中「700」を「1,000」に、「900」を「1,300」に、「1,100」を「1,600」に改める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市ふれあいの家条例別表の規定は、前項ただし書に規定する日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。